

芽室町郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芽室町財務規則（平成7年規則第29号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、契約に関する規程（昭和39年訓令第1号）に定める契約審査会を経て芽室町が発注する建設工事及び委託業務並びに物品購入等の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）とする。ただし、町長が郵便入札を行うことが適当でないと認めるものについては、この限りでない。

(入札の公告又は指名の通知)

第3条 町長は、郵便入札の方法により入札等を行おうとするときは、財務規則第88条による公告又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の12第2項の規定による通知をする書面（以下これらを「公告等」という。）に郵便入札により入札等を実施する旨を掲載するものとする。

(仕様書等の交付方法等)

第4条 入札参加者への仕様書、図面、資料、その他必要な書類は、電子メール及び芽室町ホームページからのダウンロードによる電子交付又は縦覧により行うものとする。

(入札書等の提出方法)

第5条 郵便入札の参加者は、入札書又は見積書及び公告等に記載した入札条件としている必要書類（以下「入札書等」という。）を、一般書留、簡易書留若しくは特定記録郵便により郵送する方法又は直接持参する方法のいずれかにより、開札日の前日までに到達するよう提出しなければならない。

2 前項の入札書等を提出する場合は、封筒に入札書等を封入し、表側に「入札書等在中」の表記とともに、件名及び入札参加者名を記載し、封緘した上で提出するものとする。

3 複数の案件を一度に提出する場合は、必ず1案件ごとに封筒を作成しなくてはならない。

4 この要綱に定めるもののほか、入札書等の提出方法は必要に応じて郵便入札の参加者に提示するものとする。

(入札等の辞退)

第6条 入札参加者が、入札等を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。

(入札等の無効)

第7条 公告等に定めるもののほか、入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札等を無効とする。

- (1) 開札日の前日までに入札書等が到達しなかったとき。
- (2) 第5条に規定する提出方法によらずに提出されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

(開札の立会い)

第8条 郵便入札の参加者のうち希望するものがあるときは、開札に立合うことができる。

2 開札の立会いを希望する場合は、開札日の前日までに契約担当課へ申し出なければならない。

(開札)

第9条 開札は、公告等に記載した開札日時に行なうものとする。

2 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あったときは、落札決定を保留し、当該入札者に電話連絡により、出席を求め、くじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者が出席しないとき又は出席してもくじを引かない場合は、当該入札事務に関係しない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者への通知等)

第10条 落札者を決定したときは、入札後速やかにその旨を当該落札者に電話等により連絡するものとする。

2 入札結果の公表については、芽室町ホームページに掲載するものとする。

(異議の申し立て)

第11条 入札参加者は、この要綱、関係法令に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が提出期限までに到達しなかった場合も同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、同日以降に公告等を行う入札等から適用する。